特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
28	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（都内私立高等学校等）に係る個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務（都内私立高等学校等）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和8年11月6日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（都内私立高等学校等）
②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理申請システム e-Shien 住民基本台帳ネットワークシステム 都・委託先データ共有システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律　第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活文化局私学部私学振興課
②所属長の役職名	私学振興課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都生活文化局私学部私学振興課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都生活文化局私学部私学振興課 〒163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1　都庁第一本庁舎18階北側 電話:03－5388－3181

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生あり　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　-　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月12日	Ⅳ　リスク対策	なし	「Ⅳ　リスク対策」に記載のとおり	事後	基礎項目評価書の様式が変更されたことに伴う修正
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報	番号法第19条第7号　別表第二　113項 番号法第19条第8号	番号法第19条第8号　別表第二　113項 番号法第19条第9号	事前	法改正に伴う修正
令和5年4月1日	表紙	高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）及び高等学校等学び直し支援金支給事務（都内私立学校）に係る基礎項目評価書	高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）に係る基礎項目評価書	事前	重要な変更
令和5年4月1日	表紙	東京都知事は、私立高等学校等就学支援金及び私立高等学校等学び直し支援金支給事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情	東京都知事は、私立高等学校等就学支援金支給事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライ	事前	重要な変更
令和5年4月1日	Ⅰ．1　①	・高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）支給事務（都内私立学校） ・高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支	・高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）支給事務（都内私立学校）	事前	重要な変更
令和5年4月1日	Ⅰ．1　②	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年三月三十一日法律第18号）及び東京都私立高等学校等学び直し支援金交付要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年三月三十一日法律第18号）に基づき、高等学校等の生徒等がその授業料に充てる	事前	重要な変更
令和5年4月1日	Ⅰ．1　③	高等学校等就学支援金事務システム	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 特定個人情報照会システム	事前	重要な変更
令和5年4月1日	Ⅰ．2	・高等学校等就学支援金、学び直し支援金支給事務支給認定・給付情報ファイル	・就学支援金支給事務支給認定・給付情報ファイル	事前	重要な変更
令和5年4月1日	Ⅰ．3	番号法第9条第1項　別表第一第91号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第66条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項　別表第一第91項	事前	法改正に伴う修正
令和5年4月1日	Ⅰ．4　②	番号法第19条第8号　別表第二　113項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号別表第二113項	事前	法改正に伴う修正
令和5年4月1日	Ⅰ．5　①	生活文化局私学部私学振興課	生活文化スポーツ局私学部私学振興課	事前	組織名称変更
令和5年4月1日	Ⅰ．7	東京都生活文化局私学部私学振興課	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課	事前	組織名称変更
令和5年4月1日	Ⅰ．8	東京都生活文化局私学部私学振興課 〒163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1 都庁第一本庁舎18階北側	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課 〒163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1 都庁第一本庁舎18階北側	事前	組織名称変更
令和5年4月1日	Ⅱ．1	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	重要な変更
令和7年9月12日	Ⅰ．3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項　別表第一第91項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項　別表第123項	事後	法改正に伴う修正
令和7年9月12日	Ⅰ．4　②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号別表第二113項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号　別表123項	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月12日	Ⅰ．５ ①	生活文化スポーツ局私学部私学振興課	生活文化局私学部私学振興課	事後	組織名称変更
令和7年9月12日	Ⅰ．７	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課	東京都生活文化局私学部私学振興課	事後	組織名称変更
令和7年9月12日	Ⅰ．８	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課 〒163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1 都庁第一本庁舎18階北側	東京都生活文化局私学部私学振興課 〒163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1 都庁第一本庁舎18階北側	事後	組織名称変更
令和7年9月12日	Ⅱ．２	令和4年2月16日 時点	令和7年8月13日 時点	事後	時点更新
令和7年9月12日	Ⅱ．２	令和4年2月16日 時点	令和7年8月13日 時点	事後	時点更新
令和7年9月12日	Ⅳ．８	（項目新設）	・十分である ・個人番号の取得にあたっては、申請者の同意を得たうえで、申請者からの提供に限定している。	事後	項目新設による追記
令和7年9月12日	Ⅳ．１１	（項目新設）	（全項目評価を実施しているため、基礎項目評価書における本項目の記載は省略）	事後	項目新設による追記
令和8年11月6日	表紙	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（私立高等学校）に係る個人情報保護評価書（基礎項目評価）	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（都内私立高等学校等）に係る個人情報保護評価書（基礎項目評価）	事前	文言の軽微な修正
令和8年11月6日	表紙	東京都知事は、私立高等学校等就学支援金支給事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライ	東京都知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務（都内私立高等学校等）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人	事前	文言の軽微な修正
令和8年11月6日	Ⅰ．１ ①	・高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）支給事務（都内私立学校）	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（都内私立高等学校等）	事前	文言の軽微な修正
令和8年11月6日	Ⅰ．１ ②	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年三月三十一日法律第18号）に基づき、高等学校等の生徒等がその授業料に充てる	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金	事前	文言の軽微な修正
令和8年11月6日	Ⅰ．１ ③	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 特定個人情報照会システム	高等学校等就学支援金事務処理システム 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	令和9年度中に実装されるe-Shien機能に関する修正
令和8年11月6日	Ⅰ．２	・就学支援金支給事務支給認定・給付情報ファイル	就学支援金特定個人情報照会ファイル	事前	文言の軽微な修正
令和8年11月6日	Ⅰ．３	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項　別表第123項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項	事前	法改正に伴う修正
令和8年11月6日	Ⅰ．４ ①	実施する	実施しない	事前	令和9年度中に実装されるe-Shien機能に関する修正
令和8年11月6日	Ⅰ．４ ②	番号法第19条第8号　別表第二　113項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条	削除	事前	令和9年度中に実装されるe-Shien機能に関する修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年11月6日	Ⅰ．８	FAX:03－5399－3161	FAX削除	事前	時点更新
令和8年11月6日	Ⅱ．１	30万人以上	10万人以上30万人未満	事前	法改正に伴う修正
令和8年11月6日	Ⅱ．１	令和7年8月13日 時点	令和8年10月30日 時点	事前	時点更新
令和8年11月6日	Ⅱ．２	令和7年8月13日 時点	令和8年10月30日 時点	事前	時点更新
令和8年11月6日	Ⅱ．３	発生なし	発生あり	事前	時点更新
令和8年11月6日	Ⅳ．８	個人番号の取得にあたっては、申請者の同意を得たうえで、申請者からの提供に限定している。提供された個人番号は、申請者自身によるシス	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナン	事前	文言の軽微な修正